

岐阜市住民主体型デイサービス事業等Q & A

Q 1. 要支援1・2、事業対象者のうち、要介護認定が出たことにより、例えば、要支援1・2が2名、要介護1が1名での開催となった場合、この事業の対象外となるのか？

A 開催要件の内の人数の要件を満たさなくなるので、補助金の対象となる開催にはなりません。

要介護1以上の認定者が参加すること自体には問題はありませんが、要介護1以上の認定者に対して適切に対応できる体制を整えておくことが必要となります。

Q 2. 開催要件の要支援者3人の内、たまたま1人でも欠けた場合には補助対象外となるのか？

A たまたま1人欠けた場合でも対象外となります。参加人数や開催日程に余裕を持った計画を立てるようにお願いします。

Q 3. 現行の要支援者の通所サービスは概ね週1回程度の利用になると思うが、住民主体型デイサービスはケアプランに上がっていれば利用者側から見て、利用の制限はないということか？

A 利用者側から見て利用の制限はありません。同じ利用者が複数の住民主体型デイサービスに行くことも可能ですが、利用者の負担になるような過度なサービス提供はしないでください。

Q 4. 他市町村の要支援者は、岐阜市住民主体型デイサービスを受けられないのか？

A 岐阜市内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者以外の他市町村の要支援認定者は、住民主体型デイサービスの開催要件の対象者とはなりません。ただし一般参加者としての参加は可能です。

Q 5. 収支決算書、実績報告書等の様式はあるのか？

A 申請や実績に関する様式はあります。申請の様式については、岐阜市のホームページ上に掲載しています。実績の様式については、今後、岐阜市のホームページ上に掲載予定です。

Q 6. 補助金の対象経費内の間接人件費とはどのようなものか？

A 岐阜市住民主体型デイサービスで想定している間接人件費は、デイサービスの開催に係る準備（資料作成や打ち合わせなど）を想定しています。

※実際にデイサービスを開催している間の人件費は、補助対象経費とすることができませんのでご注意ください。

また、間接人件費を補助対象経費として申請する場合は、住民主体型デイサービスの業務に専念していることや通常の給与と分けて給与の支払や受取をしていることが証明できることが条件となります。

Q 7. 法人等が所有する場所に対して、時間分の使用料を補助対象経費とすることはできるのか？

A 実際にその場所を使用した時間分について使用料がかかる場合には、賃借料として補助対象経費とすることができます。ただし、使用した日にちや時間、使用料等が明記された領収書等が必要となります。

Q 8. 他の福祉分野（子どもや障がいなど）の事業者と連携して住民主体型デイサービスを行うことは可能か？

A 他の福祉分野の事業者と連携して事業を行うことは可能です。ただし、高齢者と子どもや障がい者などとは気を付けなければいけない点があるため、安全面には十分注意して実施してください。

Q 9. 住民主体型デイサービスを行うにあたり営利法人は参加できるのか？

A 営利法人の参加は可能です。ただし、原則として1年以上の高齢者の集いの場の運営実績があるなど、参入要件を満たす必要があります。また、利用者が継続的に通うことができる場づくりに努め、住民主体型デイサービスと関係のない営業活動は行わないでください。

Q 1 0. 住民主体型デイサービスの実施場所は固定する必要がありますか？地区内を巡回する形の実施は可能か？

A 開催場所は固定してください。地区内を巡回する形で実施をしたい場合は、開催場所ごとに申請をお願いします。

Q 1 1. 開催要件の中で、「原則として1年以上の高齢者の集いの場の運営実績、または類似事業の実績があること」とあるが、例えば、高齢者の集いの場の事業に従事していた方が、新たに住民団体を立ち上げて住民主体型デイサービスを行う場合は要件を満たすのか？

A 1年以上の高齢者の集いの場の従事実績があり、かつ、新規に立ち上げをした住民団体が事前相談で事業の実施が可能と認められれば要件を満たします。

Q 1 2. 既存の高齢者の集いの場を住民主体型デイサービスに切り替えることは可能か？

A 既存の高齢者の集いの場を住民主体型デイサービスに切り替えることは可能です。ただし、住民主体型デイサービス事業等として行う予定の事業に対して、国、地方公共団体（岐阜市を含む。）、社会福祉協議会、その他これらに類する者から補助金、助成金、給付金等の交付を受けた上で、住民主体型デイサービスの補助申請はできません。

Q 1 3. 要支援者の方でも多少介助が必要な方がいると思うが、住民主体型デイサービスの主催者側に何も資格がないといった場合にどこまでのサービスを提供したらいいのか？また、万が一の時の責任はどうなるのか？

A サービスの内容も大切ですが、まずは安全を第一に考えた運営を心掛けてください。なお、事業者の責に帰すべき事由によって事故が発生した場合は、事業者が損害賠償の責任を負います。事業者は傷害事故及び賠償事故に対する保険の加入に努めてください。